

補助金・奨励金の上限額が変わります！

①空家等除却補助金

平成28年から始まった空家解体のための補助制度の上限額が4月から変わります。

対象となる建物

- ・「空家」および「空家になる見込みの建物」
- ・解体、撤去後に住宅などの建設を予定していない

補助対象者

- ・建物の所有者、相続人、またはこれらすべての対象者から委任を受けた方
- ・町税に滞納がない方

解体業者

- ・町内の建築・土木業者

補助金の額

- ・1敷地につき解体費の2分の1以下で60万円が限度額 ▶ **100万円が限度額**

変わります！

お問い合わせ先 建設課 ☎47-3006

②住宅リフォーム補助金

令和8年度もリフォーム工事の費用に対する補助金を交付します。

対象となる住宅

- ・町内に建設されている個人名義の住宅

補助対象者

- ・町内に住所がある方
- ・住宅の所有者または所有者の直系親族の方
- ・町税に滞納がない方

対象工事

- ・リフォーム工事の経費が30万円以上
- ・町内の建設業者などが施工する
- ・交付決定前に着工しておらず、3月末までに実績報告書を提出できる工事

補助金の額

- ・補助対象工事費の10%以内で30万円が限度額

変わります！

20%以内で100万円が限度額

お問い合わせ先 企画課 ☎47-3007

③定住促進住宅等奨励金

町内建設業者から住宅取得の場合の、奨励金額の対象区分が4月から追加されます。

補助対象者

- ・町内に住所があり、現在アパートなどに入居している、または親と同居しており現在住宅を所有しておらず、新築・中古住宅を購入した方
- ・町内に定住する目的で新築・中古住宅を購入した方
- ・町税に滞納がない方

申請期限

- ・受給資格が満たされてから1年以内

補助金の額

建設業者	請負金額・住宅購入金額	奨励金額
町内建設業者	500万円以上1,000万円未満	50万円
	1,000万円以上2,000万円未満	100万円
	2,000万円以上	200万円
町外建設業者または町外所有者からの住宅購入	500万円以上1,000万円未満	25万円
	1,000万円以上	50万円

追加されます！

お問い合わせ先 企画課 ☎47-3007